

20消安第7339号

平成20年11月10日

各都道府県特用林産担当部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
農林水産省林野庁経営課長

スギヒラタケの摂取について

スギヒラタケの摂取については、急性脳症を疑う事案が発生した平成16年10月以降、摂食を控えるよう毎年注意喚起を行ってきており、本年も「スギヒラタケの摂取について」（平成20年10月10日付け20消安第7339号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、林野庁経営課長通知）により通知したところです。

スギヒラタケと急性脳症の関係について、農林水産省委託プロジェクト研究の枠組みの中で「スギヒラタケ事件の化学的解明とその応用展開」を進めてきたところ、今般、スギヒラタケの成分が急性脳症発症の原因となる可能性を示唆する成果が得られました。つきましては、スギヒラタケの摂取を控えるよう、関係者への一層の注意喚起をお願いいたします。

なお、研究成果の詳細については、現在、学術論文として投稿する準備が行われているところですので、論文が公表されましたら改めてお知らせいたします。また、スギヒラタケの特徴、主な関係機関の連絡先及びQ&Aを林野庁のホームページ (http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h16-10gatu/1026sugihi_ratake2.htm) に掲載して情報提供を行っておりますので参考としてください。